

これまでの指摘等の概要

- 第53回介護給付費分科会(平成20年9月18日)・ヒアリングにおける高知県からの意見
(現状)

高知県の多くを占める中山間地域では、訪問に多くの時間を要し採算が合わないため、特に通所系、訪問系のサービスへの事業所参入が進んでおらず、市町村社会福祉協議会が赤字を出しながら介護サービスを提供している実態にある。

(新たな支援制度の提案)

中山間地域の市町村社会福祉協議会等が介護事業を継続できるよう、次のような支援措置を講じること。

- へき地診療所に対する赤字補填補助と同様の補助制度を創設すること。
- 介護報酬の特別地域加算を大幅に引き上げるとともに、利用者の負担が増加しないよう、当該加算にかかる費用は全額公費負担とすること。

中山間地等に居住する者にサービスを提供した事業所に対する加算措置に係る論点

中山間地域等に居住する者に対する介護サービスを確保する観点から、

- ① 「地域外のサービス提供事業者」が、
- ② 「一定の地域」に居住する利用者にサービスを提供した際ににおける事業者の移動に要するコストを新たな加算により介護報酬上評価することとしてはどうか。

1. 一定のサービス提供事業者について

事業者が中山間地域等に居住する者に対し、運営規程に定める通常の事業の実施地域を越えて、訪問・通所サービス(福祉用具貸与、居宅介護支援を含む。いすれも予防給付を含む。)を提供している場合に加算を行うこととしてはどうか。

(理由)

○ 移動コストが生じるサービスは、訪問・通所サービスである。

○ 介護報酬は、介護サービスの提供に要する平均的な費用を勘案して設定しており、訪問・通所サービスとも、平均的な移動コストは報酬に包括的に評価されている。

しかしながら、事業者が通常の事業の実施地域を越えて中山間地域等にサービスを提供する場合は、単に移動距離が長いだけでなく、山道等地理的な条件が厳しい地域にサービスを提供することも多い。こうした地域に居住する者に対し、介護サービスを確保する観点から、こうした通常の範囲を超えた移動に要するコストについて、別途、加算により介護報酬上評価する必要があるのではないか。

2. 新たな加算の対象となる地域について

中山間地域^(※1)、豪雪地域、辺地^(※2)といった次に掲げる法律により指定された地域に居住する者に提供されたサービスを新たな加算の対象としてはどうか。

- ① 特定農山村法
- ② 山村振興法
- ③ 半島振興法
- ④ 離島振興法
- ⑤ 沖縄振興開発特別措置法
- ⑥ 奄美群島振興開発特別措置法
- ⑦ 小笠原諸島振興開発特別措置法
- ⑧ 過疎地域自立促進特別措置法
- ⑨ 豪雪地帯対策特別措置法
- ⑩ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

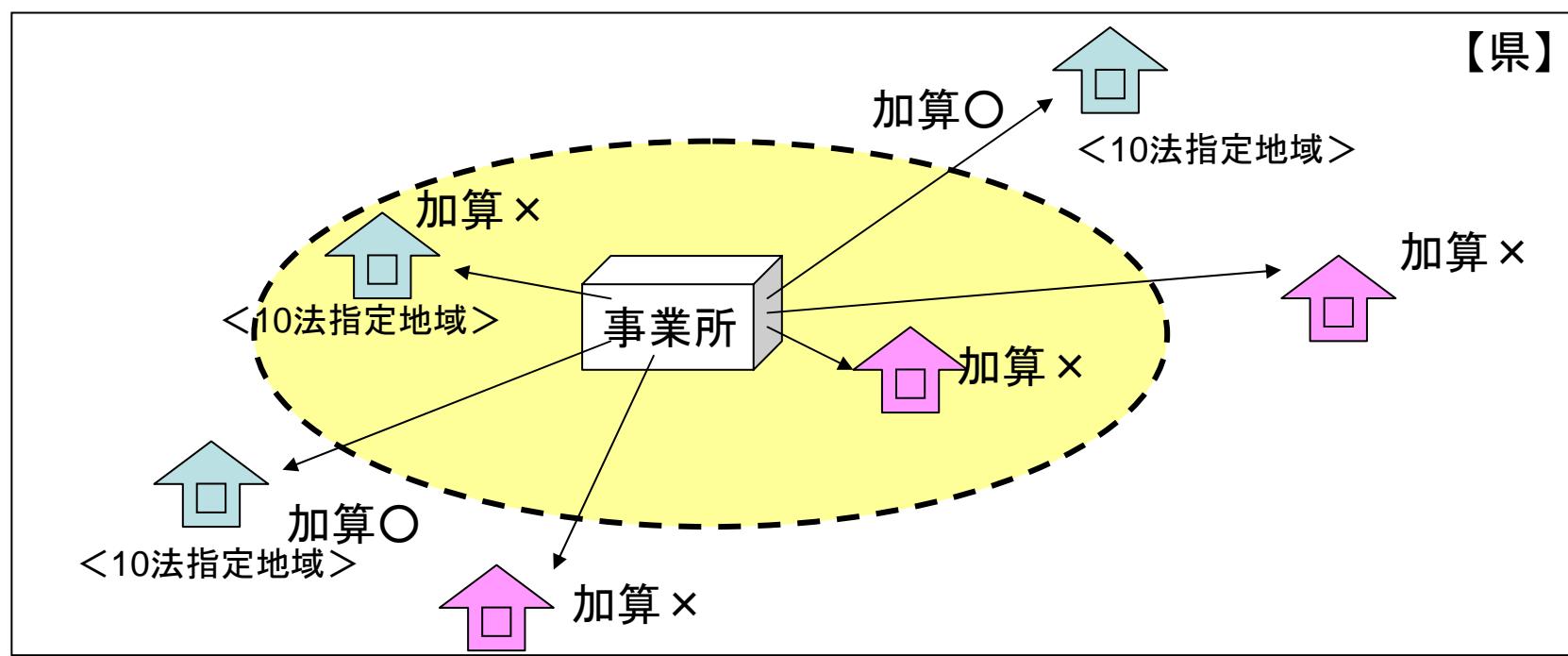
※1 中山間地域等直接支払制度の対象地域で、平野の外縁部から山間地を指し、特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の対象地域、及び、都道府県知事によって指定された地域。

※2 交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域

(理由)

- 中山間地域は、一定程度、人口密度が希薄であって事業所数は少なく、また、林野率が高い等非常に交通の便が不便な地域である。
- また、辺地は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他のへんぴな地域である。
- さらに、豪雪地帯は、相当程度の積雪があり、交通の便が著しく悪い地域である。
- こうしたことから、中山間地域等は、事業所数も少なく、遠隔地にあるサービス事業所が通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行っている実態にあると考えられ、この場合の移動コストについては、別途加算により介護報酬上評価する必要があるのではないか。

<イメージ>



* : 通常の事業の実施地域



: 10法指定地域に住む利用者



: 10法指定地域外に住む利用者